

子ども・子育て支援新制度の各種 基準の条例化に向けての意見書

平成26年5月

相模原市子ども・子育て会議

はじめに

相模原市子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）は、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として条例により設置され、既存の相模原市次世代育成支援行動計画推進会議（以下、「推進会議」という。）を活用し、平成25年4月に設置されました。

子ども・子育て会議では、推進会議での所掌事務であった相模原市次世代育成支援行動計画の実施状況について、引き続き把握・点検及び評価を行うとともに、子ども・子育て支援新制度の各種基準の条例化や子ども・子育て支援事業計画策定に係る審議などを行っております。

本意見書は、子ども・子育て支援新制度の各種基準の条例化に向けて、子ども・子育て会議の部会である、基準等検討部会において重点的に議論した内容を中心に、子ども・子育て会議における検証の結果をまとめたものであります。

この意見が、今後予定されている子ども・子育て支援新制度の各種基準の条例化に当たって、十分に反映されることを期待します。

平成26年5月

相模原市子ども・子育て会議

会 長 岡 健

検証について

平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定され、子ども・子育ての新たな制度が創設された。

その中で、新たに「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」及び「児童クラブの設備及び運営に関する基準」について、府省令で定める基準を踏まえ、条例で定めることとなった。

各種基準の条例制定については、子育て家庭や子どもの最善の利益のためにも大変重要な事案であることから、子ども・子育て会議においても重点項目と位置づけ、検証を行ったものである。

検証を進めるに当たっては、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、各種基準について検討する必要があることから、子ども・子育て会議において議論するとともに、公開学習会での貴重なご意見等を勘案し、各種基準の条例化について検証を行った。

子ども・子育て支援新制度の各種基準についての意見

1 教育・保育の質の確保や子どもの最善の利益のために、必要な基準を条例化にすること。

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準は、保育所と幼稚園の高い方の基準を踏まえることを基本とし、次のことに留意すべきである。

- ・ 園庭を設けること。
- ・ 乳児室は1人につき3.3㎡以上とすること。
- ・ 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、調乳室及び沐浴室を設けること。
- ・ 保育認定を受ける2号子ども・3号子どもへの食事の提供は自園調理とすること。

家庭的保育者が実施する事業は、現行の基準を踏まえることを基本とするべきである。特に、少人数での保育であることを考慮し、保育の安全性の確保や密室性を排除するため、次のことに留意すべきである。

- ・ 保育士資格を必須とすること。
- ・ 補助員の配置を必須とすること。

2 教育・保育の量的拡大や確保、子ども・子育て支援の充実を図ること。

幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）において、普及に取り組むことが望ましいとされていることから、市としても既存施設から幼保連携型認定こども園への移行を円滑に進めるため、条例に移行特例を設けるべきである。

児童クラブの設備及び運営に関する基準については、児童の集団の規模、児童一人当たりの面積や静養スペースにおいて国の参酌基準を緩和している。これは、待機児童対策を優先しなければならない市の実情を踏まえると、やむを得ない状況ではあるが、今後、児童の生活環境等の処遇条件の改善に向けた見直しを早急に進めるべきである。

今後、新制度施行後の状況等を踏まえ、継続して検討が必要な事項

1 条例を補完する仕組みを構築すること。

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準においては、保育認定を受けない1号子どもについて食事の提供義務はないが、すべての子どもの健やかな成長に食事が与える影響は大きいことから、食事の大切さや提供方法、食育の推進などについてガイドラインを定める等の検討が必要である。

児童クラブ指導員等の質の向上を図るため、研修内容等について検討が必要である。また、その根本的な解決のためには指導員等の処遇改善や育成料の在り方などを議論する審議会等の設置を検討することが必要である。

チェック体制の確立や透明性の確保を図り、保護者の選択に資するため、自己評価や第三者評価、指導監査等の目的に併せた多様な観点からの評価の実施、またその評価結果の公開の在り方についてなど、情報提供の仕組み作りの検討が必要である。

2 居宅訪問型保育事業について、保育の質の確保や子どもの安全・安心の担保を図るための仕組みを構築すること。

地域型保育事業においては、連携施設を設定することとなっているが、居宅訪問型保育事業については、事業の性質上一律に求めないこととしている。しかし、保育の質の確保、子どもの安全・安心の担保や危機管理体制の確保のため、居宅訪問型保育事業に適した連携の在り方について検討が必要である。

3 子ども・子育て支援のために必要な財源措置を講ずること。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域子育て支援事業の充実など、子ども・子育て支援新制度の促進に対する支援策として、所要の財政支援を講ずることが必要である。

4 基準の見直しを適宜行うこと。

各種基準については、子育て家庭のニーズや子育てをめぐる環境の変化に対応するため、定期的な見直しを行うなど、今後も十分な協議を重ねていくことが必要である。

相模原市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順)

石 本 幸 枝	相模原市母子寡婦福祉協議会
漆 間 一 英	相模原保育室連絡協議会
岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科教授
片 岡 加代子	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
片 山 知 子	和泉短期大学児童福祉学科准教授
川 井 俊 幸	相模原市幼稚園協会
郡 秀 一	公募市民
小 山 恭 子	公募市民
櫻 町 路 子	相模原市立小中学校長会
鈴 木 源 二	相模原市私立保育園園長会
田 中 紀一朗	相模原商工会議所
中 島 隆 子	公募市民
西 谷 八千代	みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
藤 井 春 美	相模原市学童保育連絡協議会
山 田 京 子	相模原市民生委員児童委員協議会